

地域計画

策定年月日	令和7年3月●日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度(令和6年度ー令和15年度)
市町村名 (市町村コード)	ときがわ町 (11349)
地域名 (地域内農業集落名)	五明・日影 (五明第一・五明更生・田中・五明・日影第一・日影第二)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	66.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	18.8 ha
② 田の面積	21.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	44.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本町は埼玉県中央部、比企郡西部山沿いに位置し、町の東部は肥沃な土壌に恵まれた比較的平坦な農地が広がるが、町の西部は山間部でありその面積は町の約7割を占めている。「五明・日影」地域はその山間部を多く占める地域であり、農地は山間部に囲まれていることからシカやイノシシをはじめとする有害鳥獣の被害も多く発生するため、有害鳥獣の被害を防止しつつ直売所への出荷や自家消費を目的とした野菜作りが行われている。また、地域を流れる雀川流域や整備されたほ場では稲作が行われている。

2020年農業センサスによると、地域内(玉川・田黒・五明・日影)の総農家数は214戸(84ha)、うち販売農家51戸(57ha)、自給的農家163戸(27ha)であり、総農家数の76%が自給的農家であるが、経営耕地面積の68%が販売農家により耕作されている。地域内には54の農業経営体があり、うち法人経営は1経営体(10ha)のみである。

なお、令和6年10月1日現在の五明・日影地域の高齢化率は44.4%となっており、今後も高齢化が進展するものと見込まれている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

「五明・日影」地域は山間部に囲まれていることから、大規模な経営を目的とした農業には適さないため、直売所へ出荷する個人経営や自家用野菜を中心とした農業が持続できる体制の構築を図る。また、整備されたほ場や連担性のある地域については主に米、麦、大豆を推進すると共に担い手への利用集積を積極的に行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者をはじめとする担い手への農地の集積・集約化を基本とし農用地の効率的な利用を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7	%	将来の目標とする集積率
			8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の整備ほ場数及び面積は、1箇所、約4ha(令和6年度時点) 整備ほ場の面積の拡大ではなく、必要に応じた畦畔撤去等を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
整備ほ場において担い手と調整しながら畦畔撤去など小規模な整備を必要に応じて検討する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域の中心的な経営体や認定農業者、新規就農者を中心に担い手への農地利用の集積を進めるため、農地中間管理機構を活用する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
「五明・日影」地域は山間部に囲まれていることから、新たに基盤整備事業を実施する予定はない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、山間部に適した作物の栽培技術や生産する農地をあっせんし、生産から出荷に至るまで切れ目のない支援に取り組む。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農作業の受託又は委託の希望者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①シカやイノシシをはじめとする有害鳥獣の被害が拡大しないよう電気柵の設置を推進する。
②慣行農法から有機農法への転換を推進する。
⑦やむを得ず耕作ができない農地については、荒地とならないよう保全・管理に努めるよう推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	露地野菜	0.6 ha	ha	露地野菜	0.6 ha	ha		
認農	B	複合	1.4 ha	ha	複合	1.8 ha	ha		
認農	C	複合	0.1 ha	ha	複合	0.3 ha	ha		
認農	D	複合	0.1 ha	ha	複合	0.1 ha	ha		
利用者	E	露地野菜	0.6 ha	ha	露地野菜	0.6 ha	ha		
利用者	F	複合	0.8 ha	ha	複合	0.8 ha	ha		
利用者	G	露地野菜	0.4 ha	ha	露地野菜	0.4 ha	ha		
利用者	H	複合	0.4 ha	ha	複合	0.5 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		4.4 ha	0 ha		5.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

